

○ 委員長報告

12月定例会本会議で報告された総務企画委員長報告は、以下のとおりです。

令和7年12月定例会

総務企画委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、職員給与条例等の改正についてであります。

このことについて一部の委員から、今回の条例改正の趣旨は何か。また、改正に伴い、職員間での不公平は生じていないのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県はこれまで人事委員会勧告を尊重して給与改定を実施しており、今回の改正も10月6日の同勧告に基づき、民間給与と県職員給与の公民較差を埋めるため、4月に遡って給料表を平均3.34%引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げる。また、自動車等を使用して通勤する職員の負担軽減を図るため、通勤手当の支給額を引き上げるほか、来年4月から、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとしている。

今回は初任給を中心に、若手職員に重点を置いて引き上げているが、それ以外の年代の職員についても幅広く引き上げる改定となっている旨の答弁がありました。

第2点は、愛媛県公益認定等審議会条例の改正についてであります。

このことについて一部の委員から、公益信託制度の概要と、今回の制度改正の内容はどうか。また、県内の実施状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、公益信託は、契約や遺言により、委託者が信託会社等の受託者に財産を託し、受託者はその意志に沿って公益活動を継続的に行う仕組みであり、今回の改正では、受託者の範囲が拡大され、信託会社に加え、公益法人やNPO法人等も担い手になることができるほか、金銭だけではなく、美術品や不動産等も信託が可能となる。また、奨学金支給等の助成活動以外に、美術館や学生寮の運営などの公益活動が行えるようになり、選択肢が多様化される。現在、県内には8件の公益信託があり、奨学育英事業が4件あるほか、自然環境の保全や災害ボランティア支援などの公益活動が行われている旨の答弁がありました。

第3点は、自動運転バスについてであります。

このことについて一部の委員から、伊予鉄バスによる導入に向けて、県では、どのような支援をしてきたのか。また、今後期待することは何かとただしたのであります。

これに対し理事者から、自動運転技術の導入は、将来的な運転士不足の解消等につながるとの判断から、国庫補助申請の主体となるコンソーシアムに県が参画する形で支援を行うほか、自動運転の許認可取得に当たり、関係機関で構成する地域コミッティを設置し、課題等の共有を図っている。

自動運転バスの導入は、地域公共交通を持続するための有効な手段になり得るもので、全国に先駆けた本県での自動運転レベル4の運行開始に大きな意義を感じている。

ただし、導入には、安全性の確保が大前提であり、この取組を通じて、自動運転が利用者や社会に受け入れられ、持続可能な公共交通体系の構築に寄与することを期待している旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 職員のメンタルヘルス対策
- ・ 県内市町の財政状況
- ・ 県におけるサイバー攻撃の状況と対策
- ・ 育児・介護休業法改正の影響
- ・ 地域おこし協力隊
- ・ 国補正予算への対応

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。